

総会の会則変更と役員改選についての別紙

IV 会則変更

《現行》

第12条 [名誉会長・顧問]

名誉会長・顧問は本会の目的を達成するため、会長の諮問に応えるとともに、幹事会に出席して意見を述べることができる。

ただし名誉会長は会長を15年以上務めたものがその任にあたる。また顧問は会長及び副会長を15年以上務めたものに委嘱する。

↓↓

《変更案》

「15年以上」を削除する

ただし名誉会長は会長を務めたものがその任にあたる。

V 役員改選

前会長・山野俊二氏（16回）、名誉会長へ
会計監事・福永武郎氏（13回）に代わり、丸子輝大氏（47回）

他役員に今後数名を選び、常任幹事会の承認を得ます。